

津市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用拡充について

津市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、「津市工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について」（以下「運用基準」という。）により運用しているが、「主要な工事材料」としている鋼材類及び燃料油以外の資材についても価格の著しい変動が認められる場合があるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとする。

記

1. 主要な工事材料の拡充

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料に価格の著しい変動が認められる場合には、運用基準に基づき、鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取り扱いに準じて、当該工事材料についても単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合において、当該工事材料の価格変動の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、別表に掲げる品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

2. 対象品目の申請

単品スライド条項の適用を請求するにあたり、様式－1 及び様式－5 により対象品目を明示するものとする。

附 則

1. この通知は、平成 20 年 11 月 10 日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成 21 年 2 月 28 日以前である工事において鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料に対する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成 20 年 12 月 26 日まで場合は、これを行うことができるものとする。